

平井川流域連絡会（第4期）第3回

議事録（要旨）

日 時：平成 19 年 3 月 23 日

場 所：あきる野ルピア 3 階会議室

次 第

1．開会

2．議 題

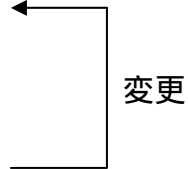
（1）平成 18 年度活動報告

（2）ゾーニング計画について

（3）平成 19 年度工事について

（4）その他

千石橋付近の工事について



3．閉会

ゾーニング計画は時間の都合上次回になった

1. 開会

座長 それでは第3回の全体会を開催します。効果的に意見を言って頂きまして進めたいと思います。それでは1番、18年度の会の報告からはじめたいと思います。

市民委員 次第についてなんですが、市民委員の有志という事で要望書を提出しております。それで、それを2番目に入れて頂きたいんです。とういのはそれがはっきりしないと、この次第の2番、3番の話しに参加する気になれませんので、そういうことをお願いしたいと思います。1番の活動報告はこの全体会でないといけないことだと思いますのでそれは最初にして頂いて。

座長 という議事進行についての要望、提案がありました。限られた時間の範囲内での意見交換という事になりますので、時間を出来るだけ守って頂けるようであれば座長としては事の重要性を鑑みてしょうがないかと思いますが、他の委員の方の意見は。

市民委員 私は、1番の後の意見に賛成です。

座長 その他のご意見はどうでしょうか。

市民委員 私も同じく、いろいろこういうもの、千石橋付近の工事については問題視していますので、2番目にするのがいいと思います。

市民委員 やはりそれぞれの委員からそういう案が出ていますが、早くやったほうがいいのではないかと。非常に問題点を含んでいるやに見ておまして、その辺の所を早く整理しておかないと今後いろんな問題が絡んでくるので先にやった方がいいのかと。残念ながら早く来れない人がいると言っているのですが、それはまあ。

座長 結果はお伝えは出来ます。

市民委員 それから参加してもらえば、確かに、それこそ後になってまた少し。

座長 他の委員さんはいかがでしょう。

市民委員 私はあまりよく解らないのですが、まあ皆さんの意見でよろしいかと。

座長 行政委員の皆さんのご意見はどうでしょうか。提案に対してよろしいですか。はい、それではおおかたの承認を得ましたので(4)は(1)の次に進めるということにしましょう。では1番よろしく申し上げます。

2. 議題

(1) 平成18年度活動報告

事務局 では事務局の方から手短かに18年度の報告ということで資料を確認してください。この一覧表の中で小委員会、全体会というふうに右の方に回数と今年の4月24日から本日までの会議を一覧表にしています。次のページ、第1回の全体会が5月31日に行われまして新しい委員の紹介などが行われました。そ

れから第2回目が9月1日に行われまして、運営方法、それからゾーニング計画についての議論がありました。それから19年度工事に付きましても議論がありました。それから第3回、これは資料のとおりです。次のページにまいりまして小委員会ですが、これは第1回6月27日、小委員会の名称について行われました。それからゾーニングの今後の進め方についても。小委員会第2回目としまして7月24日、この時には行政委員の異動がありましてその紹介がありました。それからゾーニング計画の一環としてワークショップ等についての議論がありました。それから19年度整備工事に付きましても検討を進めました。第3回が10月2日、ゾーニング計画につきましては環境情報図の案として合流点から岩井橋区間の提示がありました。19年度整備工事に付きまして、地下水を遮断しない工法などについて説明がありました。第4回としまして11月1日、ゾーニング計画につきましてデータ集、主要種を選定してデータを整理し提案。それから18年度工事についてハーフコーンの魚道に変更することについて、専門家の意見を参考に変わる事になりました。次に第5回ですが12月2日、ゾーニング計画につきまして環境情報図、主要種の考え方を考えました。それから19年度整備工事に付きましては環境への配慮についての提案がありました。ゾーニング計画につきましては、市民委員も参加した専門家へのヒアリングも行いました。第6回及びゾーニングの検討では、文化財とかその他のデータについても報告しています。その後、第7回を2月20日実施しています。その次に蛭グループでは、現地見学会を行いまして、多数の参加を頂きました。また、市民主催の調査ということで、12月16日に、また、3月にトンボについての勉強会を行う予定でございます。以上が今年度の活動状況です。これに伴いましてこちらのA3の資料をご覧頂きたいのですが、これは毎年年度末に活動報告書でこういったPRを兼ねたものでございます。最終的には本庁、市役所、町役場等にも皆さんに見て頂くということで置くことになっています。以上です。

座長 はい、ありがとうございました。ほぼ1年たつということで、1年間の活動、全体で3回、小委員会7回、その他、事務局から報告されました。全体会小委員会等についての議事要旨や議事録が送られていますので、特に事実関係で間違いがあれば訂正がされていると思いますが、いかがでしょうか、それらを踏まえてこの経過報告や広報内容についての、はいどうぞ。

市民委員 活動報告そのものはこれで良いと思うのですが、この1年間通じてこの委員会でどういう要望等があってそれをどういような対応をしたかというそういうまとめを何らかの形でやっておかないと、ただ話しはした、そのまま終わってしまったという印象がぬぐえないのではないかというふうに思いますので、ここに書いてある回数の連絡会を開いているんな意見がでたり、あるいはそれ

に対していやこういうふうに対応するんだということがなされたと思うんですね。そういったまとめをぜひやって頂きたいなと、それによって今後の議論が輻輳しないで済むだろうというふうに思っていますのでぜひそういうまとめ方もお願いしたいと思っています。

座長 今の要望は具体的には2ページ以降の討議内容、この部分ではこういう意見があって西建さんの方ではこういう見解であると、というような対比表みたいなものですか。

市民委員 そうですね、こういう要望があってそれに対してこういうふうに対応したという形がぜひ欲しいんですね。あるいはそのままになっているとか。そうすればその項目について今後どうしていくのかという議論が出来ると思うんですね。それと絡んで実は私は前にも話しはしているのですが、平井川全体のいろんな工事や作業についても一覧表なり、何らかの形でこの連絡会に報告してくれと言っているわけですが、今か今かと実は待っていたのですが、今日までその答えが全くないということで、そういったことは当然平井川流域の連絡会ですからいろんな工事や出来事があると思うのですが、そういった事もきちんと報告してくれないと問題がなかなか見えてこないのではないかと考えていますので、そういう意味合いも兼ねてぜひそういうまとめ方をして欲しいなと。活動そのものはこれで、まあこういうことを言ったという事だと思しますので良いと思いますが、一方でそういう意見等の対応についてまとめる。

座長 そのへんどう表記を工夫するのは難しいところがあるかもしれませんが。要望に対してもっと、それからこういう見解があるというあたりが欲しいと、当然こう書いてあると思うんですね。何らかのちょっと、出来る範囲でと思えますが。それから年間の工事一覧表、整備工事に関わらず補修工事やその他、解る限り事前に出して欲しいと要望がありましたので、ぜひその点は努力してほしいと思えますが。

市民委員 全部とは言いませんので、少なくとも主な項目ぐらいは整理しておらんと、委員会は何のためにやっているのだということに繋がってくるので、ぜひそれはやって欲しいなとお願いします。

座長 では事務局の方で検討して頂いて、ぜひ出して下さい。それでは他に無ければその他の方に移ります。

事務局 一部修正です。このA4版のクリップ止めしたものの4ページなんですけど、小委員会の4回目の丸の3つ目で平成19年度整備工事についてと書いてありますが、これは18年度の間違いです。

座長 はい、19を18に訂正がございます。それでは(4)に行きます、その他、事務局よりお願いします。

(2) 千石橋付近の工事について

事務局　それでは次第の方にあります千石橋付近の工事についてということで、千石橋下流から柳橋上流の一連区間のこれまでの工事の状況について説明します。それから説明する前に市民委員からのご指摘がございましたように、本来ですと工事前に情報を提供して欲しいということが出来なかった、それは事務局の大変な不手際だったと思うので、ミスという事で誠に申し訳ございませんでした。今後努めて工事前にこういった情報は逐次お知らせというふうに思っていますので、誠に申し訳ございませんでした。それではお手元の資料を元に状況についてまず説明させていただきます。1枚目、これは平面図にそれぞれ実施しました、あるいはしております工事についてその箇所を落としています。まず1枚目下流のほうからちょうどペーパーの真ん中あたりに千石橋というのが記載されています。そのまず下流側ですね、平成19年2月1日から2月23日まで実施しました。内容としましては既設の木工沈床の修繕、これが赤丸で記載してございます。それから河道整正工、これは四角い形で示してあります、この区間をまず実施致しました。河川位置工事標準横断面図と書いてありその右側ですね、千石橋下流、断面図としてはこういう断面でなっております、右岸側の護岸のすぐ下に実は古い木工沈床があります。これもかなり年数が経っておりまして非常にボロボロになっているということで、これについて修繕を行うと共に上に砂利を盛って補強した。それとあわせて水の流れを川の中央に持っていきました。これにつきましては基本的に既設の護岸がこれも非常に古い石積みの護岸でございましてかなり老朽化しているということもございまして、それからこの右岸側はこの平面図を見て頂いても解るように、すぐ後ろに住宅がずっと連続しているということもございまして、ここに住んでおられる方からも水みちをなるべく護岸から離してもらいたいという、要望も文章で頂いております、そんなこともございまして私どもは護岸から出来るだけ離れたかたちで水みちを持ってくる、それによって護岸の根をなるべく流れにさらされないような形にして少しでも安全にしておきたいというようなことで、そんな感じで施工をしたということでございます。これがまず1つです。それからその千石橋上流側、緑で表示してございます、これは漁協さんのほうが2月28日に澁筋の工事、魚が住みやすいというようなことの観点だと思いたいますが、掘削をして水深を深くする工事を2箇所ほどしました。これにつきましては3月の第1週だとおもいますが、ヤマメの解禁ですか、ああいったところもあってこの時期にこういった工事をしたということです。それからそのさらに上流ですね、左岸側、これはちょっとオレンジで表示してございますが、これが19年1月20日から3月30日、まだいま工事をしているところですが、用水路の補修工事、これは日の出町さんのほうが施工を今しております。これ

はこの更に上流に平井橋という橋が書いてございますが、そのすぐ下流に於奈淵の用水堰というのがございまして、そこから農業用水として取水をしてその水を農地まで持っていく水路がちょうど護岸の上に設置されておりまして、そこを用水が流れていって、ちょうど下流に宮本耕地というのがございますが、そちらのほうに水を持っていっております。これが非常に老朽化してまさに崩れるような状況ということで、ここについては護岸と水路の補強、修理、そういったような工事をしています。ここに付きましてはかなり護岸の上に住宅が建っておりますために、工事用搬入路を河道内につくって工事をしているところです。それから、その日の出町施工の個所のちょうど対岸にあります右岸側ですね、ここでいわゆる維持工事を私どもの方で実施しました。期間が2月9日から3月6日ということで、ここに付きましてもやはり先ほどの下流の実施工事と同じように護岸が同じような石積みの古い護岸でございます。それで背後にはやはり住宅がありまして、というような個所で、そこについては根がだいぶ洗われてきています、ということで護岸のところを補強する工事をしました。それと合わせて、河道整備ということで河道を川の真ん中に変えているということです。ちょうどこれもその下に断面図がありますが、なるべく右岸側の護岸を安全にしていこうというようなことで川の流れを、直接護岸にあたらぬような形で、というようなことで掘削を実施します。それから次のページをちょっと開いて頂きたいのですが。

市民委員 途中で申し訳ないのですが。要望書では文章で届けるように、頂きたいというふうをお願いしたのですが、されていなかったのはなぜでしょうか。

事務局 まず状況をちゃんと理解して頂いてその後文章の方を考えております。

市民委員 出した要望書は今年度行われる工事であったのになぜ説明が行われなかったのかという事で、それに対して回答を下さいという要望書だったのですが。

事務局 まず状況の方をちょっと理解してもらおうと思いました。

座長 それでどうでしょう、状況、こういうような中身の工事であったよという事が先で、なぜはっきり工事の様子を事前に知らせる事が出来なかった事情は何だったのかというのは後半になるということですか。

事務局 工事前に情報提供出来なかったのは私ども事務局の工事を実施する方のセクションに指示を出していなかったものですから、そのところは申し訳なかった。

市民委員 もしもそうであればそういう事情で今後どうするかということをややはり先に出して頂かないと、私たち市民側として非常に工事をみて、本当にショックというか、せっかくこれまでいろんな事を話してきたのに、何の説明もなく工事が終わってしまうことで非常にショックを受けているんですね。ですから要望書を出しまして、文章でお答え頂きたいということで出しましたので。

事務局 解りました。では早急に文章にしてそれでお配りするようなかたちにしたい

と思います。

座長 一応ここで、概略、口頭での釈明というか、その辺はできますか。つまり、なぜ事前に説明できなかったか。

市民委員 工事概要は簡潔で結構です。その後いろいろな話があると思いますので、簡潔にひとつお願いします。

市民委員 この工事の内容については我々も、それから今いらっしゃらない委員も非常に疑問を持っているというか、おかしいと思っているのがいくつもあるんですね。ただ僕たちとしては要望書に答えてもらってそれで納得がいったら、納得がいくというのはこれから先の我々の関係について、まあ信頼感をもてるということになったときに、この工事の内容について、疑問を提出して答えて頂くというふうに考えていたのですが。

事務局 ちょっとよろしいですか。まあ確かに我々の説明は要望書にちょっとかみ合わないかもしれませんが、我々としてこれらの工事をどういう理由でやったのか、どういう目的でやったのかという事も知って頂きたいという事で、それを説明させて頂いた。

市民委員 工事の重要性というのは当然あるからこそやっているわけであって、だからその工事の中身は簡潔でいい。それで今後どういうふうにやっていこうとするのか、そのへんのことをきちんとしておかないと、また先に進んでしまいました、報告します、終わりというこれじゃあ何のために意見を聞こうかという事なんですよ。なぜそういう事が起こっているのかと、あれだけ1年を通じていろんな意見が出されて、一生懸命やってくれるというところもあったと思います。僕はそれを評価しているのですが、こういう、しかもかなりの規模でこの工事が行われて、実は私も見てきました現場へ行って、そうすると情報図をつくりましたが、あの情報図と今の現況というのはかなり乖離しているんですよ、だからなぜそういう工事をしてしまったのかと、それでそれを今後どういうふうにしようとしているのかというのを聞きたいですね。

市民委員 よろしいですか。19年度の工事について小委員会で何度も議論をしてその中で例えば1つ川の生物をきちんと守って欲しい、そういうこといろいろ保全対策を立てて欲しい、そういったことをさんざん出して、その意見を聞いて頂きながら西建さんの方も保全対策をつくってきて頂いたり、そういうやり取りをしてきたわけですね。それでそういうやり取りが一方でされているにも関わらず、今回はそういう保全対策は多分されなかったのじゃないかと思うのですが、それを無視するような形の工事が行われてしまったと。どうしてそういう事が起きるのかなというのがすごく不思議なんですね、同じ課で。そういう事も含めてなぜ説明が流域連絡会の中でされなかったのかを説明して欲しいという、そういう要望書なんです。ですからそれが納得いかないと本当に何か信

頼関係が持てないというか。

座長

1つは住民要望があったので住宅側の近い滞筋をもっと山よりにせざるを得なかったという事について、この中できちんと評価を、きちんとすべきでなかったと、あくまで住民要望まず先にありきということが、自然のいまの現状を変えるということとの関係でね、いややはりこっちが大事だという判断が西建さんの方にあったのかどうか、その辺のやはり説明がひとつ必要だと思いますね。それからもう1つは、担当課の方への連絡が不十分であったとお話しされましたが、この種の応急工事的なものというのはどういう仕組みというかシステムで業者発注まで至るのか、その間にこの会がある、説明をしていく1つのスタンスというか、1つ1つのそういう、ここで説明しておいて次に業者にいこうというようなね、1つの仕組みというかシステムがまだ確立していないのかどうか、そういう2つの問題が絡み合っただけで進んだように私としては見えるんですね。その点を明確にしておかないと整備工事についてはずいぶん議論をしていますが、この種の応急工事、それで川筋を変えるというのは言ってみれば大変大きい改変ですよ。単に石垣が崩れたのを積み直して従来の形に補強するなどというのではなくて、流れそのものを変えるのですからそのことは生物のいろいろな現状に相当ダメージを与えるのか、いや直ぐ戻るのか、そういうあたりを含んだ相当な内容だろうと思うんですね。そういう点で要望書が出されている中身というのが、なぜこうやって不意打ち的に、こうなっちゃったのか説明して欲しいというのがまず第一ですね。その点ちょっと。

事務局

では私の方から。工事の種類が2ページにわたる図面の中でも2種類に分かれているんですね。漁協さんの工事は別としまして、西建の工事二課の工事としては河川維持工事（単価契約）と書いてあるものが1つ、1種類ですね。それから2ページ目の河川防災工事の2種類があります。

市民委員

ちょっと途中ですが、単価契約というのは私始めて、いままで工事内容をいま説明されましたが、具体的にもっと単純に解りやすく、単価契約というのはどういうことですか。

事務局

私は二課の河川維持を担当しています、よろしくお願ひします。ちょっと事業の内容について説明させて頂きたいと思います。いま西建でやっている河川事業としまして河川の整備事業ですね、それとその次のページにあります河川防災事業というのがあります。その他に河川維持事業というのがあり、それはご承知のように役所なので予算とセットでもって動いているわけで、整備事業というのは中小河川整備費というお金でもって動いています。それで河川防災事業というのは河川防災費というお金で動いています。それで維持関係につきましては河川維持費というお金で動いています。河川改修事業と河川防災事業というのが、来年度この個所を何メートルぐらいやるのかと、そういうのが全

部決まっております。改修事業というのは当然50ミリでもって、改修事業を下流から順次計画的に進めている。維持事業というのは緊急的に壊れたところとか小さな個所を維持補修するという意味ですね、それで防災事業というのはちょうど中間ぐらいに位置する、維持費でやるにはちょっと規模が大きいかいけれども改修事業と言うほどの規模ではないというのが防災事業、このようなだいたい3つの事業がございます。

座長 規模というのは金額ですか。

事務局 工事の規模、だいたい金額ですね。

市民委員 工事のやり方とか中身のことではなくて、要するに川をいじるという事についてね、その自然環境をいかに共存させていくかということがこの流域連絡会の主旨ですから。工事の中身はね、維持工事であろうと防災工事であろうと現場を動かす事については一緒なんですよ、そのところを問題にしているわけです。それが今までは護岸工事だけが出てきたんだけど、そうではないだろうと、もっと広範囲にいろんな作業がなされているんじゃないですかと、それが環境の負荷にどういう影響をするかということをもみんな心配しているような意見を出し合って、より良い環境の河川をつくっていかうかということを議論しているんじゃないですか。

事務局 はい、その事業の内容をいまお話しするつもりだったんですが。

市民委員 だからその工事については、必要性というのは、こういう工事をやるとその必要性というのはこうですよということで足りるはずですよ。そうでしょ。それについてはどうということですか。

行政委員 そういうお話しでしたら、ここは護岸が老朽化していたのでその補修工事をやらせて頂きました。

市民委員 だからそれを予めちゃんと説明すれば、その段階で問題があれば。

事務局 なぜその説明が出来なかったかという話しをいまからやろうと思っているんですよ。それで維持工事というのは来年度予算の額は決まっているのですが場所というのはぜんぜん決まっておられません。どこをやるかというのは要望とか緊急性とか実際に崩れたとか、そういうのを見て、臨機応変にという対応をしているところです。ですから年度当初に来年度どこをやるのだと言われてもはっきりと答えられないのが実情です。

市民委員 工事の時期をね、それは年度計画を立てられなければ立てられないでいいと思うんですよ。しかしながら毎月こういう会合を開いているんな意見交換をしているわけですよ、なぜその時に出来ないのかという事ですよ。なぜ出来ないのか、毎月やっているんですよ。それは1年に1回とか2回だったらそれはちょっと間に合わなかったという事はあるかもしれないけれども、少なくとも工事を発注するときには工事の概要をつめてこういう工事をやるんだという事で

もって、見積もりをとるのかどうするのかは知りませんが、とにかく予め全体像を示して業者にやらせるわけでしょ。

事務局 ええ、ですからその全体像の程度なんですけど、それでもって単価契約という言葉が。

市民委員 走りながらやっているのですか。

事務局 どっちかというのと、走りながらやっています。

市民委員 ここの護岸をつくろうとか、ここを何とかしろと、こんな工事をやっているのですか、公の仕事が。

事務局 いやいや、ちょっと私の言葉が悪かったのですが、当然事前に調べて、この範囲この程度、いくらでやりたい、これでいいですか、じゃあこれをやって下さい、当然やりますよ。

市民委員 それは地元とかから何かいろいろな要望があって、ここからここまでどういう工事をやるかというのを決めなかったら工事発注など出来ないでしょうから、そんな意見をもってちゃいかんね。堅い役所がそんな仕事をやっているといったら、本当にみんなびっくりしますよ。

事務局 それはですから、ちょっと言葉が申し訳なかったのですが、単価契約の特徴なのです。

市民委員 それは解りますよ、単価契約というのは予め単価を決めておいてね、こういう作業をしたら幾らですよとやるんでしょ、総価というのはトータルとして幾らにするのかというのを決めるわけでしょ。そのくらいのことはいいんですが、なぜそれを予め説明出来ないんですかということですよ。

事務局 それは前回といいますか、前にその場所で単価契約の工事で、予め知らせてもらってなかったという話が出たときに、私が今後は出来る限り予め皆さんにお知らせするようにしますとお答えしたのですが、その後、若干組織の中で連絡体制というものが十分とれていなかったという事で今回こういう自体になってしまったわけなんですけど、いまでも単価契約の工事全部を予めお知らせする事はちょっと難しいと思っているのですが、ある程度の期間、事前に規模とか解るものについては今後こういった小委員会の場とか郵送等でお知らせしていきたいというふうに思っているのですが、今回については内部的な体制の問題もありまして事後報告になってしまったという事についてはお詫びするしかないと思っています。

市民委員 僕の印象では要するに西建さんの中にいろんなセクションがある、いままでこの連絡会の対応をしているのは工務係さんがやっていて、工務係さんが担当しているときは説明しているけれども、それ以外のセクションの話しというのは全く無視されているというように感じるんですよ。それはなぜおかしいかという、先般整備計画なるものをまとめておりますよね。これは川全体の事を

言っているんですよね、維持も防災も全部含めて平井川の問題については流域連絡会でいろいろ議論して民意を少しでも反映させていきたいと思いますよと、主旨がこの計画書だと思うんですよ。これには組織の中の何とか、何とかと分けていないんですよね。それをもしも分けるのであれば最初からそれをきちんと言って欲しいと思うんですよ。少なくとも私は委任状をもらったのは所長さんからもらっているんですよね、全体の問題を検討するというふうに私は考えているわけですよ、だからこそゾーニング計画でね、全体のまず現状把握をしようということから始めているわけですね。それを踏まえて今後の維持管理をどういうふうにやっていくかという方針図をつくっていかうということから議論をやってきたと思うんですよ。そういう事を何回も重ねている中でね、いま日の出小の裏の所の工事がね、しかもかなり、10万や20万の仕事じゃないんですよね。あれ、多分何百万か何千万か知らないけれどもね、単価契約といえどもあれだけの現場を、私は見てきましたが、動かすにはそんな多少の金じゃないと思うんですよ。しかも形状がもう、少なくとも図面とね、私は現場というのは解りませんが図面から見た現場と今の出来あがった現場といのはさうとう乖離している。それはもう少なくとも今やろうとしているゾーニング計画とはかなり異質になっているのではないかと私は見てるんですよね。それでなぜそういう事が堂々とまかり通るのかと。

事務局 役場の裏の防災工事については先ほども説明しましたが総価契約ですので年度当初から計画が決まっているわけです。それで前年度の終わりの流連で公開はしている、お示しをしています。

市民委員 ですから私は年度計画であれば一番いいと、一番良いけれども、しかし毎月やっているのだから来月工事するのがまだ解らなかつたというのは、これは子どもの使い走りと一緒にですよ、そんな事がまかり通っているのですかと、本当に本質的なところですよ。前に言った、落差工ですか、あの魚道の時にもちょっと私は非常に腹が立ったところがあるんですよね、やはり直前にあるわけですから、工事をやる前に、いろんな対応が、その時になぜ出なかつたのか、出れば当然それに対してどういう保全工事を考えているのですかという話が出るはずですよ。それで出来るか出来ないか解りません、その時にならなければ、出来ないところもあると思います、それはそれでいいんですよ、今問題にしているのは何も知らされないままに工事が終わってしまった、あるいは進行中だ、ここが問題なんですよ。何のためにこういろんな議論をやっているのか、ゾーニング計画を立ててこれから保全を考えた環境にやさしい河川の維持管理をやっていこうかという議論をやっているなかで、そんな事が堂々とまかり通っているというのは本当に理解が出来ないですね。

座長 あれですか、維持工事、単価契約を結ぶのに余裕があるわけでしょ、毎月小

委員会をやっている中で間もなく単価契約を業者と結んで工事に入りますよという、この場で報告するというのは不可能なのですか。それとも多少その辺は工夫すれば。

事務局　まあ工事の内容にもよりけりですが、例えば今回のような工事ですと、時間はあります。

座長　あったけれども残念ながら事前説明が出来なかったと。

事務局　単価契約工事については、認識が甘かったのですが、この流連での協議事項ではないというような認識があったのは事実でございます。

座長　そういう滲筋というか、川のあれを変えるという事についての環境への配慮などについては全く念頭になかったのですか。一番皆さんそこを心配されているわけですが、その辺は。

事務局　まあ安全性を優先させたというのが実態です。

座長　安全性をまず第一に、そういうことですか。その辺のバランスとか調和をどうとるかというのが課題だと思うんですね。

市民委員　それは少なくとも業者にやらせるのに1週間前とか1ヶ月前まで工事の中身が解らないなどというのは、私は理解出来ない。皆さんどんな仕事をやっているのか解りませんが、組織人としてはそんな事はあり得ないですよ。

座長　今後では、その辺をきちんと総括を含めた、要するに文章化した形で、今後こういう事が出来るだけ無いようにするための体制立て直しを含めた方針を示して欲しいと。

市民委員　課長が出来る限りやりますと言っているながら何でこれだけ、1個所じゃない2個所も3個所も、何でこんなことが今頃出てくるのかなと、本当に不思議でしょうがないですね。それまで私は非常に皆さん一生懸命やってくれているなと、このゾーニング計画の案などもまとめているのは、なかなか良くやってくれているなというふうにもものすごく評価したんですけどね、今回何か知らないけれども横っ面をバシッと叩かれたという感じなんですよ。本来は本当に所長さんしっかりして下さいよと言いたいですよ、ほんと。それだけやはり基本的な物だと思うんですよ。

事務局　いずれにしても今後、こういった今日説明しているような工事については、事前に必ずお知らせするような形をとりたいと思います。本当に申し訳ないと。

市民委員　それはちゃんと文章に、今度文章で回答してくれると言っていますのできちんとそれを入れて下さいよ。そうしないと本当に何のためにやっているのか解らない、貴重な時間ですよ、毎月1回ないし2回集まっているんな議論をして、少しでも平井川を環境の良い河川を維持運営していこうかという議論をしている中で、何かもう、本当にどうなっているのかなと。いや株式会社だったらまあまあ多少はあるのかもと思ったけれども、公の東京都ですよ、東京都の人た

ちがそんなことをするのかと、本当に心外ですよ。

座長　　まあその点は共通の、皆さんの、市民側の思いなので、ぜひこれを重く受け止めて頂いて次回仕組みの改善を含めた1つの体制、新たに、今後こういうことがないような1つの確約というものがとれるように示して頂くように。

市民委員　要望書の回答を文書で頂いてから先の話をしたという気持ちはまだ変わってありません。それからもう一つどうしてもまだショックから立ち直れないのが、漁協による河床掘削の問題です。漁協さんが無断で掘削した事がこの図面に出てきているのが非常に不可解です。最初見たときに何をやっているのだろうと思ったんですね。工事の場所と違うところで、いきなり川の真ん中にブルドーザーが入って、川をかなり深く掘って、その濁水がどんどん下流に流れている。そのことを西建さんにお電話したら担当の方は掘削しているということを知らなかった。その後電話を頂いて「あれは漁協さんがやっていることでした」と言われたので、私は漁協さんが西建さんに許可を得てやっているのですかと聞きましたよね。そうしたら許可は得ていないと言われたので、そういうことあってもいいのですかと聞き返した。その後、電話がかかってきてあの工事は一応ストップしましたと、そういうお話しだったわけです。つまり、あれは起こってはいけない事が起こってしまったということです。それで私は今後こういうことが起きないように流連できちんと報告して下さいと言ったんです。ところが今回の図面に、漁協協同組合による河床掘削の場所がいかにも許可を得てやったように示されている。それはどういうことなのでしょう。

事務局　　これは場所を、単に示しているだけで。

市民委員　でも場所を示すにしても、さっきの説明の中で、勝手にやられてしまった事だという説明がほとんどなかったですよ。

行政委員　ではこちらのほうで。私は管理課なのでまさにこの担当なんですよ。それで解った時点で、まあパトロールはしているのですが、いかんせん毎日こう見ているわけにもいかないので皆さんのお知らせのような物が1つ情報として頂けると、よくはないですよと、そういうのは止めて下さいというお話しを差し上げました。施工自体そのものが漁協さんに話して頂いて、これは許可が必要ですよという事がありますので、ということは必ず許可を得て、それからもう一つ、日の出橋の工事、これは占用工事と言いましてこれは占用者がやる工事ですね、これも許可が必要です。これは許可を得ています。施工にあたっては当然地域住民の方々と概要については確実にして頂くように条件を付けています。

座長　　一般的な理解ですが漁協の掘削など、何か魚を溜めるか何か解らないけれども、こういうのは一般的には許可が求められればするのですか。

行政委員　まあだいたいやっています。

座長　　だいたい許可を与えてしまう。それからこの用水路の占用者というのでこ

れも申請があれば一般的には

行政委員 農業用水の取水ということもありまして、これは止めるというわけにはいかないと思います。

座長 そういうところ、漁協のほうでは許可があつていいよという、そういう許可を出すにはどのくらいの期間あるのですか。

行政委員 だいたい2週間ぐらいかかります。

座長 すると2週間の間に小委員会が入っていれば、本来は説明が出来ていた。

行政委員 ということですね、期間的に。

座長 そういうあたりがやはり信頼関係をお互い持って、より良いものをつくっていくときは、こういう事が大事な事だと思いますが。

市民委員 許可が無くやられた事で、現況復元はしたのですか。

行政委員 現況復元はしていません。

市民委員 そうすると許可が無くやっちゃったけれども、しょうがないという事ですね。

市民委員 占用工事について当然申請されたときに、条件は付与しているんですよね。

行政委員 当然やります。

市民委員 それに対して、その時に条件は環境保全については何らかの条件を付けたのですか。

行政委員 施工にあたっては地域の住民の方の合意について、責任を持って対応して下さいというお話しをしております。

行政委員 あるいはその関係する団体の方

市民委員 それはあれですよ、河川管理者が自分の河川が適正に掘削されるか何かということ考えた上で、少なくともこういう条件は守りなさいよといって出すのが占用工事でしょ。住民なんか、それは勿論住民の意見を聞いて出来るそういう場があればそれはそれでいいですが、実際そんなの無いですよ。だからそれはやはり河川管理者がこうやっているんなら環境問題をやっているのだからそういう意見を踏まえて、こういう工事についてはこういうふうにしなさいという許可条件を入れなければ何もならないと思いますよ。だからそこらへんをやはり少し考えてもらわなければいけませんよ。もう当然ですよ、例えば道路をいじったりすれば当然条件を付けてくるんですよ、ああせい、こうせい、交通安全をせよとか出てくるのは当たり前なんですよ。だからそれは河川管理者としてはやはり適正な維持管理をするにはそのくらいの条件を付けなかったらできっこないですよ。それに対して2週間で極めてスピーディーだとなると、なるほどいいなと私は思っているんですけどね、本当にそんなにスピーディーに出来るのかなというのも反面思っているんですよ。ですからやはりある程度こういった事は、毎月やっているわけですから、あるいはもしもやっていない、間に合わなかったというのなら、いまメールでも何でも便利な物があるじゃな

いですか。一言こういう事をやりますよと、何か意見を求めるとかね、せっかくこういう会を使って良い事をやっていこうと言うときに何かね、むなしいですよ。

事務局 管理者工事というのと占有者がやっているという工事、2つありますので、今回の意見を踏まえて回答の中にそれを整理させて頂きたいと思います。

市民委員 ちょっとそういうルールをきっちりしていきましょうよ。

座長 それでは2枚目の、これは昨年度説明があった続きという事だろうと思いますが、この際、文章で回答を頂く前にもう一言二言何か要望する事があれば言って、この件について取りあえず納めたいと思いますが、いかがでしょう。

市民委員 それともう一つちょっと言っておきたいのですが、今日は日の出町はおられるのですか。

行政委員 今日は欠席です。

市民委員 いや私は日の出町の庁舎の直ぐ近くでこれをやっているんですよね、だから日の出町さんはどう考えておられるのかという、要するに自治体というのは町民を代表しているんですよね、その人達の見解も聞きたかったんですよね。それで仮に、これはあきる野市だったらあきる野市としてはどういうふうに考えているのか、そういうところもやはり抑えておかないと、本当に何かこっち側に座っている人たちが文句だけを言っているというふうにとらえられたくないのでね。やはりそういう事をやっていきたいですね。

市民委員 ちょうどこの3ヶ月か4ヶ月ぐらいですかね、工事をやる前に、調査をやるとか、工事が終わった後に調査ですか、この連絡会で話し合った事を、実際に工事をやる業者ですね、その業者にどういうふうに伝えていくか、伝えていって欲しいというような事とか、いろんな少し細かい点にわたるかもしれませんが、ルールを我々と西建のほうで文章で交わしたいと思っていまして、それをいま作り上げている所なんです、ちょうど。そこにこういう事がありましたものですから、余計に残念です。それでどうしようかなと考えていますが、ぜひ文章で先ほどお答えいただいたことを回答して頂いて、それを受けましてこちらのほうからまた、補足した形で文章を取り交わしていきたい、そんなふうに考えています。

座長 はい、それでは文章回答を得た上で1つの提案をしたいと、より良い提案を、双方がスムーズに進めるように、結果を早くできればいいなと思っています。よろしく願います。ちょっと要望があったのですが、いろいろ事情があって、いまこの件について終わったのですが。ではこれは時間があればまたこちらに戻りますから、続いて(2)の方へ移ります。事務局の方、よろしく願います。ゾーニング計画については、入れ替えますか。

市民委員 説明が途中になっていますが、僕が途中にしてしまったのですが。工事の目

的とか内容についての説明が途中で終わっていますが。

座長 ではこれについては一定のまとめがついたので、この事との関わりについてちょっと後で頂いて。では2枚目の防災工事について途中だったのですが、簡単にこの説明をお願いします。

事務局 ではすいません、2枚目の防災工事、18年度の工事を実施しております。この赤く塗ってあるところが18年度に実施したところです。それで青い表示の所が17年度に行った工事でこの下流側18メートルにこういった地図に表記してございます。内容につきましては木工沈床を2箇所設置しまして右岸側の杭柵工と書いてございますが、これは木柵を護岸のような形で右岸側にずっと連続して行って右岸側を守るということで、ここに断面図が書いてございます。右岸側を、現地は竹林がずっと生えているところです。一応これに付きましては、18年1月の流域連絡会、これは第3期なんです、その時には18年度の防災工事という事で、17年度の工事に続いて情報提供は一応してありました。ただし3期というので、当然4期になってまたやらなければいけなかったという事は我々のミスという事で理解をしております。今後このような事がないように情報提供をしっかりしていきたいと思っています。以上でございます。

座長 これも同様、十分な説明、去年の続きだという安易さがあったということで、説明が不十分であったということについて、文章にしてほしいと思います。そのペーパーをだして頂きたいということで。(4)については以上で一応まとめたいのですが、よろしいでしょうか。

市民委員 ちょっとよろしいですか。遅れてきたんですが、ここの工事について、ああいう現状がどういうことであったのかという事は、把握したのですか、工事前に。柳橋の上流のところの護岸の工事をやられましたよね、その現状がどういいう現状であったかという事は把握していらっしやいましたか。

事務局 問題点としてはやはり、あの区間がちょうど対岸、右岸側が天然河岸が残ってしまして河床が洗掘されておりました。

市民委員 その工事の目的についてはそのところで終わったんですよ。それで保全対策はあそこでどういう問題点があったか、なぜこの工事が行われる、治水対策で行うことについては問題点はないと思うんですね。説明がきちんとなされて、ただ保全対策が何を持って行われたのかということが、根拠が無いわけですね、工事の。というのはおそらく回答されても現状で見て、どういう目的でもってどういう工事のやり方をやってというのは紙に書けないところがあるわけですよ。それであそこに課長、蛭がいたという事になっているのはご存じだったのですか。それで私がいつも平成元年ぐらいから蛭の調査をやるときには、これはちゃんとしたデータのものなんです、3回ぐらいの調査をやる、それで発

生時期、最大ピーク時、それでだいたい終わりの時期というのを3つに分けて調査をするんですね。それであそこは去年どういう状態だったかということ自体は把握されていて工事をされたのか、何も把握されないまま工事をされたのではないか。

事務局 蛭についてはちょっと把握をしていません。谷戸川の合流点についてはいるということは把握していました。

市民委員 それで現状ではその蛭に関しては保全対策はとられたのですか。

事務局 特には。

市民委員 保全対策をきちんと行われなかった。

市民委員 発言中申し訳ないけれども、だいぶ今までやっていたんですね。それでいずれにしてももう1回文章として回答していただくことにしました。

座長 質問等含めて、非常に曖昧さやら、多少問題もあるというところが出されていて、それでその点について文章でもう少し明確にね、システムなり仕組みなりについては今後の改善を含めた文章で回答しましょうとお願いしています。

市民委員 いやだから、そこできられちゃうと、というのは平井川の問題だけではなく、そういう問題があるから、今後どうしますかと、そこも含めたところで質問をさせて頂けるのかなと、文章で。それもよろしいですか。

座長 解りました。全体にそういう事は波及しているだろうと、影響を受けているだろうと。つまり西建内部の行政の1つの運営の仕方とかね、命令系統はどうだとかいろいろな事が平井川に関わらずあるだろうという事は、我々も何となく感じますし、こと細かに関しての事については、何月何日、業者とのやり取りで1週間ぐらい余裕があったけれども報告出来なかったあたりはどの辺まで明らかになるか解りませんが、そういう努力を含めてやってもらうと。

市民委員 現状では本当にどういう問題がありますかと一言投げればいいだけの話なんですよ。

事務局 今回の蛭については、実は蛭分科会で現場などにも言っているのですが、この個所というのは本当に聞いていないんですよ。谷戸川の所は確認をして確かにカワニナが川にいと確認はしているのですが。この個所は、私たちは確認していなかった。

市民委員 確認していないという問題ではなしに、蛭分科会があって、分布状況があって成育状況がどういう移り変わりがあるかという大事な状態なんですよ。

事務局 ええ、それは解ります。

事務局 ですからそれを今度文章でもって、回答します。

座長 じゃあどうでしょう、次回の日を今日設定しますから、1週間前なり10日前なりに送ってもらうということによろしいですね。

市民委員 そんなにかかりますか。

座長 いや私は組織の系統だから、相当かかると思いますよ。

事務局 年度の境でもありますし。

市民委員 2週間ぐらいあれば出来るでしょう。だっていま説明しているんだから。それを簡潔にまとめるぐらいですから、2週間もあれば出来るでしょう。

市民委員 いや、正直言っているんですよ、行政側が一番忙しい、年度替わりの時で、これだけの問題がというのは非常にこなしていくのは大変だと。あまり保護はしたくないんだけど、電話をすれば都庁だっていま電話に出るぐらいの、10時ぐらいでも出る、11時ぐらいでも出る担当者があるぐらいだからそれはあまり言えないところなんだけれども。出来るだけ早く、次の年度に、新しい年度にやるために、きちんとした議論の場がどこかで出来るということだけはやった文章をおくるところで後は、・・・しょうがないな。

座長 最大限努力して頂いて。

事務局 では文章を送るような。

座長 事前に出来れば送って頂くと。

市民委員 次回の会の10日前には頂きたいのですが。

市民委員 そうですね、早めにね。

座長 出来るだけ早めにね。はい、それではどうでしょう、ゾーニングのところでは何か迷われていると。はい、それでは時間もちょっと予定通り進みませんので、ゾーニング計画については次回という事で(3)19年度整備工事について、よろしくをお願いします。

(3)平成19年度工事について

事務局 それでは19年度平井川整備工事の施工手順という事で説明させていただきます。その前に以前からお話ししておりましたように、平成18年度に平井川の菅瀬橋の下流なんですけど、道路の移設工事を行うというような説明をずっと続けていたと思うのですが、実はこれは私どもの手違いで手続きに手間取りまして18年度の施工が出来ませんでした。従いましてこの19年度の護岸工事の中でといいますか、一緒に道路工事もやります、そういうことでちょっと説明させて下さい。まず工事の概要なんですけど、全体の工期としましては平成19年8月から20年3月末までということで、そのうちの道路移設工事なんですけどこれはそこにありますように車道付近6.5m、歩道で2.0から2.8m、延長約130m、これの舗装それから側溝等、街灯関係をやります。それから護岸工事、これは空石積み護岸で高さ5m延長約200mの護岸工事を行います。それで道路工事の方につきましてはちょっと説明を割愛させて下さい。それで護岸工事について施工の手順を説明致します。まず左側の方に四角で囲みまして1から12までの工種がございます。これで全体の流れをつかんで頂きまし

て、その後各工種につきまして目的であるとか具体的な工法、それを説明していきたいと思います。それでまず1番なんです、失礼しました、まず護岸工事なんです、河川内の工事につきましては19年11月頃から着手したいと考えています。これは湧水期を狙ったということなんです、11月頃から入りまして年度末まで工事をしていきたくて考えています。

市民委員 19年度の工事については延期して頂きたいと、この前も小委員会で言ったのですが。内容的に今までの説明と同じわけですよ。

事務局 そうです。治水のため我々はやりたくて考えていますが。

市民委員 あの何というのですかね、こう、根本が変わっていないという感じがするんですよ。何というのかな、この前も言いましたようにこのやり方で本当に自然が回復していくという事が僕にはまだ納得がいきませんので、少なくとも尾崎橋の上流の結果を見て、それから話し合いたいというふうに思っています。ですからこの話し合いにはちょっと僕としては参加出来ない。

事務局 すいません、ちょっとお聞きしてよろしいですか。よく中止だ、延期だというふうに仰られますが、沿川の人でそういう洪水とか生命財産の危険を背負って生活をしていけというふうな事になります、そういうふうな事をご承知で仰っているのですかそれは。簡単に中止しろだ、延期しろだというふうに仰いますけど。

市民委員 行政の方は環境保全をしながら治水対策をする義務があるのではないのでしょうか。

事務局 そうですよ。

市民委員 環境保全について出来ていないんじゃないかという意見を私たちは言っているんです。それが出来ていないから延期して下さいという事なんです。それについて何か治水についてはどう考えているんですかという。

事務局 違います。ですからそういう事をご存じの上で仰られているのですか。

市民委員 それはそうです。

事務局 解りました。

市民委員 治水が必要だという事は。治水が必要だというか西建さんの基準に置いて治水が必要だという事は解っています。西建が出されているというのは東京都のことです。

事務局 うちの基準、うちだけでやっているわけではないのですが。

市民委員 東京都の出されている基準において満たしていない事なので工事が必要だという事は解っていますが。ただ、だからといって環境保全を無視して工事をしていくというのではないですよ。

事務局 保全を無視してとはうちには言っていません。

市民委員 私たちは環境保全対策を具体的に示して下さいという事をこの間から言って

いるんです。具体的な物が示されていないので、これで本当に保全出来るかどうか解らない、ですから工事はもう少し保全対策をきちんと立ててからにして下さい、延期して下さいという、そういう事です。

事務局 具体的な方法といいますけれども、うちの方ではある程度具体的な方法だというふうに考えておりますが。捕獲して移転放流しますよとか、これは具体的な方法ではないのでしょうか。これ以上の具体的な方法があるならば、逆に教えて下さい、提案して下さいよ、我々も考えますから。

市民委員 保全対策保全対策と皆さん言っているけれども空石積みにすれば保全対策なんですか。じゃあ言いますけど、じゃあ答えて下さい。保全対策というのだったら。カヤネズミがあそこでどれくらいの量があったというふうに辻さんから報告されています、前回、保全対策が出来るというのだったら。

事務局 カヤネズミのそのの巣のことは確認しています。

市民委員 それは見たということじゃなくて、生態をきちんとお解りで保全対策が出来るというふうに思っているらっしゃるのですか。

事務局 私は専門家ではないのでそこまで深くは解りません。しかし専門家の意見を聞いて、アドバイスを受けて工事の方法は検討しようとしています。

市民委員 じゃあ、だから、保全対策が十分だと言うのだったらその根拠を示すべきですよ。

事務局 今日説明しているのはまず工事の全体をイメージしてもらおうと、この中で影響のあるようなものがあればその時にどういう事に対応していったらいいのか、そういったところを聞かせてもらえればすごくいいのかなというような主旨もあっていまちょっと説明しているのですが、それでもちょっと聞いてもらえないのかどうか。工事の全体的なイメージが、場所とかそのへんでイメージ出来るかどうかですね。その中で。

市民委員 それはこの前も聞いていますからね。

事務局 具体的な配慮事項とか、そういうのをこの中に入れ込めるのではないかなと思っているんですけどね。

市民委員 うん、具体的な配慮事項

事務局 そうというようなやり方をしないとなかなかこう、整備できないのかなというかたちにはなっているのですが。

市民委員 この工事にあたってね、いろんなメニューの環境保護の対策法があると思うんですよ。いま皆さんの方でね、習得している範囲での環境対策というのをこういうふうにやっていきますよというものを羅列してですね、この工事についてはこういうふうにやるんですよというふうに提示されれば当然それに対して、いや我々の方ではもうちょっとこんなふうな事も考えられるのではないかという事は出てくる筈なんですよ。それで今のはね、工事を主体にして工事の流れ

をね、手順だからこういう形になるのかもしれないけれども、一番重視しているのは、要するにそれぞれの例えば植物動物昆虫類含めてね、こういう物に対してこういう対応をしていきますよという事を羅列してくれると解りやすいんですよね。それがいま求められていて、前回の会議の時にもこういうのがあるじゃないですかと、そういう答えを1つ1つ積み上げていって要するに環境対策全体を把握していくと、その中でやはり出来ないやつは出来ないと言わざるを得ないと思うんですよ、仰るように、100%はできっこないんですから。それは我々のほうも全部100%出来れば一番いいんですが、そこまでは出来ないのはもう承知していますのでね、それをどうやって、そのすり付けをやっていくかという事をやっていかないと、もう本当にもうつまらん議論の蒸し返しだと思うんですよ。ですからこの工事にあたってですよ、どういう物に対してどういう保全対策を講ずるのかということをもとめて出して欲しいと、それを。工事そのものはもうだいたい工事概要というのは解りますからね。流れとしてもこれはあると思う、だからそれは解ります。

事務局 よろしいですか。いま言われたようにその具体的なというか、それは4番を例えば読んで頂ければ、この工事の中で生きものはこういうふうにしてやって保全するんです、表土を保全するという事は植生を保全、保全というかダメージを少なくしますよと、そういう事を私はここで言いたかったんですよ。工事の流れの中でですね、ですから何も考えてないように、そういうふうに環境にはぜんぜん配慮していないような事を言われるのは

市民委員 ぜんぜん考えていないとは言っていないです。それをまとめて、この工事についてのそれぞれの環境対策とはこういうふうにしていくんですよと、こういうまとめ方をしてくれと。

座長 そこで次回に向けての提案ですが、左側にはこれ工事の手順を四角で囲んでありますね、右側に環境保全や工事の留意事項のような事が書かれていますね。これを右側の説明と一緒にしないで、これを真ん中にわけましてね、それで1つは環境保全に関してこういう配慮をするよという縦の枠を、それから一番右側にそのために工事上こういう配慮をしますよと。ここが一緒になっちゃっているから非常に分かり難いところがあるんですね。それからもう一つ、市民からこうすればいいじゃないかというね、つまり工事をする以上、ダメージというのは多少は与えるというのは受け止めているわけじゃない、だからそれを最小限抑える為にはこうしたほうがいいよという提案を、ここの項目に関して出して貰ったものを次回、あわせてみてはいかがですか。

市民委員 ちょっと待って下さい、じゃあ解りました、説明してあげます。現状では保全対策を立てるんですよ、どういう工事の関係が出てくるかという事をきちんとそこで把握してそこで問題点を提起していくんですよ、問題点が、どういう

問題点があるかということで、それで全ての物が守れないというのはもう100%解っているわけですよ。それで具体的な実施保全対策をする前にどういう予測ができるわけですよ、こういう設計をされた場合にどういう環境になるということが予測ができるんですよ。だからあれもこれもいけないという事をいっているのではなくて、1つにまとめるためにはそういう手順がきちんと踏まれていないために、保全対策という具体的な提案が解りづらいんですよ。

座長 四角の1番から12番までの工法と手順について特に大きい問題がないのだから、いやこのやり方はこっちにした方がいいよというのがあれば、また新たな提案をしてもらって、こういうふうにやった方がいいよというのを四角の1から12番までの右側に、ここを真っ白にしてもらって市民案をずっと出して下さいよ。

市民委員 それは最終的に住民側のきちんとしたものを行政側から出さないともた納得しないですよ、これは。

座長 結局ね、この出されたものについて個々に反論や意見を言っても、なかなかかみ合わないんですよ。

市民委員 西建さんの方で保全対策を市民で出して下さいとさっき仰いましたが、私たちも努力していますが西建さんの方では、じゃあ保全対策を立てる上でどんな努力をされてきているのか、これからされようとしているのか、その辺を聞かせて下さい。

事務局 それは一番最後の方を読んで頂ければ解りますが、ホトケドジョウの、先だってちょっと話したのですが専門家、これは具体的に日にちがとれましたので、適した生息環境の場所を見て頂いて出来ればそこに放したいなと考えていますが。カヤネズミにつきましてはまだちょっと検討中なので、コンサルさんのほうにいまつめてもらっているところです。

市民委員 3月26日にトンボの先生に来てもらって、我々も少なくとも僕は素人なんです。だから逆に、何というのかな不安の方が強いわけです、心配の方が。それでこれからもっと僕自身、市民自身が勉強していこうというふうに思っているわけですね。それでカヤネズミについても5月ですか、先生に来てもらって現地で話しを聞きたいなというふうに思っているんですよ。それで、だからまあ、もう少し、お互いに勉強をしあって、何とかお互いが一致出来る線を見つけていけたらなというふうに思っているわけです。それで、そういう意味で延期という事を言っているのですが。東平井橋のちょっと上の所ですが、あそこを何とかしてくれという事を要望されていたんですよ。それであれは西建のほうでやって頂いたんだと思いますが30cmぐらい

事務局 護岸のかさ上げですよ。

市民委員 ええ、護岸のかさ上げをしたわけですよ。それで一応、住民は納得してく

れたような様子に伺えるのですが、菅瀬橋下流地域のほう、取りあえずまあそんなかたちで地域住民の方が安心できるような、そういう方策をとって頂いて、少しじっくり時間をかけて考えていきましょう、というふうに。

事務局 すいません、かさ上げの話しなんですけど、去年の話しになりますけど、5月6月の頃ですか、そういう提案がされまして、私の方からかさ上げをすると橋も上げなくてはならないんだという話はしたかと思えます。従いまして、拡幅をして流量をかせぐんだというような考え方に至ったという、そこは説明したかと思えますが。

市民委員 ええ、聞きました。だからそのかさ上げによって完全に流量を確保するということを言っているのではなくて、その延期する間の対応策ですね。だから橋をかさ上げしなくてすむ程度で、あそこの一番低いところに住居している方々が一応ちょっとしばらく安心して頂ける、そんなような、まあ時間稼ぎというか。

事務局 三吉野団地の方はまだ本格的な改修工事をやる計画までいっていないので、当面の対策としてああいうかさ上げ工事をやった。

市民委員 それに準じて出来ないのですかね。

事務局 今の事業の進め方でいくと、応急的な対策をやるということは、将来的にまた本格的な対策をやるわけですから、二重投資になるわけですよ。

市民委員 1つ確認しておきたいのですが、整備計画の中で、この7ページのところで河川断面を有していない、要するに50ミリ対応が出来ていない箇所があるというふうに言っているのですが、これ、ここに書いているということはつまりもう把握されているんですね。この箇所も、この箇所も50ミリ対応が出来ていないよと、だからここが緊急の場所だよということですね。と同時にじゃあ他の箇所ももう解っているわけですね。それは次回の時にちゃんと示してください。つまり19年度はここが優先しますよとか、20年はあるかどうか解りませんが。少なくともここに、そういう言い方をするからには。

事務局 出ていますので、申し訳ないのですが、代田橋がございまして、あれがいま一番河積の阻害をしているということで、それを架け替えて上流へ進む、要するに上流が不足しているところなんです。

市民委員 全川にわたって不足しているのですか。

事務局 全川ではないんです。

市民委員 だからそれをやはり示した上でね、それでここがいま緊急なんだという事と、同時に地元からも強い要望が出されているからここを急いでやらなければいかなんという事がまず1つ条件としてある事ですね。

座長 基本的な意見の違いになっちゃっているのよ

市民委員 いや単純なんですよ、保全対策をきちんとお出し頂ければ出来るんですよ。

座長 だからゾーニングとそれから基本的にはもう

市民委員 これも何回か言っていると思うのですが、いま現況把握が優先されていて、本来は工事のあり方を先に議論して、こういう工事にあたってはこういう環境対策を考える、こういうメニューで考えていかなければいかんなど、これを先につめてからね、実はやっておくと今のような問題というのは相当軽減される筈なんだけれども、いま後先になっているんですね、これはしょうがない、そういうふうに決めただから、まず現況把握やりましょうよと。

市民委員 過去のデータを基にして情報図を作っている、そしてその上で実際工事をするときどういう情報を収集してその対応を考えるかというのが保全図なんですよ。方針図なんですよ。そういう前提でいま進んでいるわけですね。取りあえず現況を把握しましょうと来ているわけです。その上でどういうふうな保存を考えていくかということなんですよね。それには細部の調査、現況調査をやった上でそれを図面に落としていきましょうというかたちになっているんです。そうしなかったら何の意味もないわけですよ。それが事務局としては、そう考えているんじゃないですか。私は少なくともそういう理解の基で取りあえずとにかく現況を把握されていないから、現況把握やろうということをもってやっている、その上で方針図をつくりましょうということで、このゾーニング計画というのはそういう前提でいま進めている筈です。それでなかったらもうぜんぜん話にならんという話でしょ。精度の問題はまあいろいろとあるにしても。

座長 座長としてもまとめようがないですけどね。基本的なところでこういうふうにしれ違っていますよね。

事務局 いやこれはもう、行政側としては50ミリ対応で事業認可を受けながら、あそこが一番いま、何と言うんですか、水の、あそこがきつところだということで事業認可を得ている。つまりそれは大元に50ミリ対応で治水をやるというのはあるわけですよ。だからそのところを

市民委員 それは基本的にはこの整備計画をまとめているわけですから、それはやはり許可書にしなければいかんと思っているんですよ。この議論を基に戻してしまったらもうしっちゃんかめっちゃんになりますから、これは法律上河川法でもそれを多分うたっている筈なんですよ。だからそれは我々で議論をしてみても何の意味もないのでね、それはそれとして尊重しながら、個々の具体の現況把握とそれの方針を立てていこうという事で議論は進めてきていると思っているんですよ、私は、今日まで。それでその認識が違ってないと思っているんです。でしょ、違いますか、事務局の方で、もしもそれが違っているのだったら違っていると一言下さいよ、そうしないと無駄な議論になりますから。

座長 つまり、工事をやること自体をもう少しじっくり考えるためには応急措置的な、でもそれは事業認可を受けているからそういう事は二重の工事になっちゃ

って出来ない、そのあたりも基本的にくい違っちゃっているわけでしょ。だからこのところをどうするかとなると、もっと進めていく上での共通の土俵の場をつくるのが先なんじゃないかというような意見もあったりですね、それから環境保全の根本的な意見もあったり、非常にあちこちにこう火花が飛んじちゃっているものですから、まとめようがないですね。

事務局　ちょっと具体的に私どもがいま認識しているのは、ここの一連の工事を工事毎に書いてありますが、1つは植生の問題ですね、それから後は具体的に特に保全するものということになればホトケドジョウ、カヤネズミ、それからトンボ、そのへんは具体的な保全の対象として考える中で、この工事の中でどんなふうにそういったものを保全していくか、そういったところをこの中から把握していく、そんなやり方はどうでしょう。

座長　その種の事を私のほうでも提案したのですが、また意見がぶり返しになっちゃって。だからこの工程図みたいなものの、もう少し環境保全の部分と工事の配慮部分とごちゃまぜにしないで分けて書いて頂くのと、こちらからは市民中心に保全対策でこういうやり方、ここではこういうやり方、ああいうやり方というのを具体的に提案して付き合わせるなり、相互意見交換しながら、段々良いものをつくって見たらどうかという提案をだいが前にこの場でしたわけですが、その点で了解頂ければ、これ取りあえず、今日の分はまとめにしたいと思うのですが、いかがでしょうかね。だめですか。時間の都合もあるので、取りあえず今日合意としてのまとめというか。要望がありましたのでもう1回、この図について、この表について、縦横が整合するように1つ考えて頂いて。それから具体的な提案を今度の、次回、図なり文章なりで出して頂いて双方で出し合う事で、作れればと願っていますので、よろしくお願いします。

(4) その他

座長　それでは次回の日程についての提案を言って頂いて。

事務局　4月23日月曜日に実施したいと思います。

座長　よろしいでしょうか。

事務局　それから、多西橋の下流で工事をやっておりますが、その瀬替えを3月28日、来週に行います。

座長　3月28日、瀬替えの工事

市民委員　すいません、いま4月23日月曜日、この部屋でやると仰いましたか。

事務局　失礼しました、いつもの部屋です。それからもう1点なんですけどこちらにも書いてありますが、4月12日にですね、ホトケドジョウの専門家に話しを聞くのが、4月12日に行います。

座長　水産試験場かどこかの研究員ですか。菅瀬橋ですね。放流適任地を見つける

ということですね。

事務局　そうです、あらかじめいくつか候補を見つけておきまして、そこを見て頂いて。

座長　では日程上の3つのお知らせがありました。出来る範囲で参加して下さい。では。

事務局　4月12日は連絡をしたほうがよろしいですか。

市民委員　だからそれに関わる、ゾーニングに関わる問題だから工事等、人が入るとか、連絡事項は参加する参加しないに関わらず、連絡だけはしたほうがいいんじゃないですか。

事務局　解りました。

座長　3つ合わせてやってもらえば。最後、課長さんお願いします。

行政委員　前半でやりましたとおり、維持工事等の情報提供がなされなかったという事については今後、改善して出来る限り事前に情報提供して皆さまの意見も頂きたいということでやりますので、今後もよろしくお願いします。

座長　はい、ご苦労様でした、以上で終了します。